

10 避難受入関係

資料10-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧

1 指定緊急避難場所

(1) 大町地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
相生町	相生町公民館	大町 1272-7	×	○	○	○	100
旭町	大町東小学校	社 6700	○	○	○	○	2,450
	旭町公民館	大町 2896-13	×	○	×	○	40
五日町	五日町コミュニティセンター	大町 3244-7	×	○	○	○	80
大新田町	大町中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370
大原町	大原町公民館	大町 6046-8	○	○	○	○	110
大原2号団地	大原2号団地公民館	大町 5663-2	○	○	×	○	30
神栄町	神栄町公民館	大町 2667-29	×	○	○	○	110
上仲町	大町西小学校	大町 4773-3	○	○	○	○	3,070
北原町	北原町公民館	大町 5167-1	○	○	○	○	150
北山田町	北アルプス市町村会館	大町 1058-33	△	○	○	○	470
	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
光明町	大町東小学校	社 6700	○	○	○	○	2,450
	大町東小学校グラウンド	大町 3759	○	○	○	○	3,330
九日町	弾誓寺境内	大町 4188-11	○	○	○	○	230
	信州物産駐車場	大町 2448-1	○	○	○	○	140
	セブンイレブン大町九日町店駐車場	大町 4204-1	×	○	○	○	190
	大町商工会議所駐車場	大町 2511-3	×	○	○	○	160
	九日町ポケットパーク	大町 2459-1	×	○	○	○	100
幸町	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
栄町	くるみ保育園	大町 5560-25	○	○	○	○	490
	栄町(大原団地)集会所	大町 5560-2	○	○	○	○	100
桜田町	大町中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370
下仲町	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
	市営下仲町駐車場	大町 2542-1	×	○	○	○	360
白塩町	大町合同庁舎駐車場	大町 1058-7	×	○	○	○	830
	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
	白塩町公民館	大町 1155-1	×	○	○	○	70
	長野県酒類販売東側駐車場	大町 1220-1	×	○	○	○	130
下白塩町	北アルプス市町村会館	大町 1058-33	△	○	○	○	470
	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
昭電社宅	リゾナック・グラフィティジャパングラウンド	大町 6950-1	×	○	○	○	3,648
大黒町	旧大町北高校グラウンド	大町 4330	○	○	○	○	3,330
	大黒町ポケットパーク	大町 2222-4	○	○	○	○	120
高根町	高根町公民館	大町 7171-1	○	○	○	○	120
	大町西小学校	大町 4773-3	○	○	○	○	3,070
	大町中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
高見町	高見町公民館	大町 3134-15	○	○	○	○	70
	大町総合病院職員駐車場（高見公民館東側）	大町 3142-1	○	○	○	○	260
俵町	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
	文化会館・大町公民館	大町 1601-2	△	○	○	○	2,470
	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
	俵町公民館	大町 1547-3	×	○	○	○	70
十日町	大町西小学校	大町 4773-3	○	○	○	○	3,070
中原町	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
和町	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
仁科町	大町駅前広場公園	大町 3190-22	×	○	○	○	200
	仁科町公民館	大町 3162	×	○	○	○	90
	はなのき保育園	大町 3504-9	○	○	○	○	650
	大町中学校グラウンド	大町 3759	○	○	○	○	3,330
西若宮町・若宮町	大町中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370
	はなのき保育園	大町 3504-9	○	○	○	○	650
東町	総合福祉センター	大町 1129	△	○	○	○	30
東中原町	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
東若宮町	J A大北本所駐車場	大町 3431	○	○	○	○	1,160
	東若宮警察官舎駐車場	大町 3402-5	○	○	○	○	160
日の出町	大町中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370
不二塚町	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
堀六日町	大町西小学校	大町 4773-3	○	○	○	○	3,070
三日町	フレンド・プラザ大町	大町 1601-2	○	○	○	○	200
南原町	南原町公民館	大町 3392-5	○	○	○	○	160
宮田町	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
名店街	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
山田町	北アルプス市町村会館	大町 1058-33	△	○	○	○	470
	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
	大町文化公園	大町 1800-3	×	○	○	○	1,660
八日町	八日町公民館	大町 2657-12	×	○	○	○	120
	ギャラリー・いづら	大町 3300-1	△	○	○	○	120
若原町	若原町公民館	大町 5707-15	○	○	○	○	60
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
六九町	六九町コミュニティーセンター前広場	大町 4186-4	○	○	○	○	40
	大町西小学校グラウンド	大町 4773-3	○	○	○	○	2,160

(2) 平地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	溢水、大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
青木	湖端公民館	平 20391-1	○	×	○	○	80
秋葉林	秋葉林公民館	平 573-2	○	○	○	○	70
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
稲尾	B & G 海洋センター 体育館	平 10352-2	△	○	○	○	540
海の口	海の口公民館	平 13192-1	○	×	×	○	130
	西海の口多目的集会施設	平 15385	○	○	○	○	60
上原	上原公民館	平 1955-118	○	○	○	○	70
	コミュニティセンター (上原の湯)	平 1955-446	○	○	○	○	210
エビスマ原海頭	湖端公民館	平 20391-1	○	×	○	○	80
温泉郷	大町温泉郷観光協会駐車場	平 2809-8	×	○	○	○	1,660
加蔵	加蔵公民館	平 22504-4	○	×	○	○	40
	湖端公民館	平 20391-1	○	×	○	○	80
鹿島	鹿島生活改善センター	平 8359	○	○	○	○	40
借馬	借馬公民館前広場	平 6127-2	○	○	○	○	220
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
	平公民館・女性未来館 ピュア	平 10352-1	△	○	○	○	540
	文化会館・大町公民館	大町 1601-2	△	○	○	○	2,470
借馬団地	借馬団地公民館	平 7525	○	○	×	○	60
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
木崎	木崎基幹センター	平 8949-1	○	○	×	○	60
	平公民館・女性未来館 ピュア	市平 10352-1	△	○	○	○	540
源汲	源汲生活改善センター	平 3695	×	○	○	○	100
塩の原	しらかば保育園	平 9365-3	○	○	○	○	230
白樺	しらかば保育園	平 9365-3	○	○	○	○	230
新郷	新郷公民館	平 8040-62	○	○	○	○	60
	しらかば保育園	平 9365-3	○	○	○	○	230
	平公民館・女性未来館 ピュア	平 10352-1	△	○	○	○	540
高瀬分譲地	コミュニティセンター (上原の湯)	平 1955-446	○	○	○	○	210
高瀬入	コミュニティセンター (上原の湯)	平 1955-446	○	○	○	○	210
外堀	B & G 海洋センター 体育館	平 10352-2	△	○	○	○	540
中花見	中花見生活改善センター	平 2656-65	○	○	×	○	40
	二ツ屋生活改善センター	平 2595-14	○	○	○	○	80
	アルプスウォーター	平 2651-5	○	○	○	○	1,160

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
中綱	ラーバン中綱	平 19862-1	○	×	○	○	340
仁科郷	しらかば保育園	平 9365-3	○	○	○	○	230
西原	平公民館・女性未来館 ピュア	平 10352-1	△	○	○	○	540
野口	野口公民館	平 430-4	×	○	×	○	150
花見	野口公民館	平 430-4	×	○	×	○	150
日向山	日向山総合事務所駐車場	平 2010-17	○	○	○	○	660
二ツ屋	二ツ屋生活改善センター	平 2595-44	○	○	○	○	80
	アルプスウォーター	平 2651-5	○	○	○	○	1,160
森	ゆ〜ぶる木崎湖	平 10639-1	△	○	○	○	680
築場	ラーバン中綱	平 19862-1	○	×	○	○	340
やなば第一	ラーバン中綱	平 19862-1	○	×	○	○	340
	平運動場	平 9370-1	○	○	○	○	3,330
山崎	ゆ〜ぶる木崎湖	平 10639-1	△	○	○	○	680
	平公民館・女性未来館 ピュア	平 10352-1	△	○	○	○	540

(3) 常盤地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
泉	泉公民館	常盤 5210-1	○	○	○	○	200
上一	大町南小学校	常盤 3543-1	○	○	○	○	2,460
上一住宅	上一住宅集会所	常盤 5874-2	○	○	×	○	60
	大町南小学校	常盤 3543-1	○	○	○	○	2,460
清水	清水公民館	常盤 651-2	○	○	○	○	170
	大町南小学校	常盤 3543-1	○	○	○	○	2,460
下一	下一公民館	常盤 3587-2	○	○	○	○	160
	常盤公民館	常盤 3601-18	○	○	○	○	440
須沼	須沼公民館	常盤 9595	○	○	○	○	150
西山	西山公民館	常盤 176-3	○	○	○	○	180
	小西山農業生活改善センター	常盤 121-1	○	○	○	○	40
	原村生活改善センター	常盤 168-3	○	○	○	○	50
	小谷集会所	常盤 1921-2	○	○	×	○	20
	西春午子集会所	常盤 2224	○	○	×	○	30
	沓掛公会堂	常盤 3828-32	○	○	×	○	40
西山住宅	西山住宅公民館	常盤 2115-32	○	○	○	○	60
松原団地	松原団地集会所	常盤 5801-111	○	○	○	○	50
南住宅	あすなろ保育園	常盤 3601-18	○	○	○	○	600
	南住宅コミュニティセンター	常盤 2380-1	○	○	○	○	30

(4) 社地区

区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
閏田	閏田公民館	社 3426-3	○	×	×	○	90
	社公民館	社 3945-2	○	×	○	○	320
曾根原	曾根原農業改善センター	社 2866-5	○	○	○	○	100
館之内	館之内公民館	社 5672-2	○	○	○	○	150
松崎	松崎薬師寺駐車場	社 6359-1	○	×	○	○	160
	松崎ごみ置き場南側広場	社 6429-2	×	×	○	○	10
	松崎馬頭観音前広場	社 6236-15	○	×	○	○	10
	大町東小学校グラウンド	社 6700	○	○	○	○	3,330
	松崎小運動場	社 6761-1	○	○	○	○	530
宮本	宮本公民館	社 1140-1	○	○	○	○	190
	山の寺生活改善センター	社 231-1	○	○	○	○	40
	原集会所	社 1076-1	○	○	○	○	20
社団地	大町東小学校	社 6700	○	○	○	○	2,450
山下	山下集落センター	社 4953-2	○	×	○	○	330

(5) 八坂地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
石原	石原基幹センター	八坂菖蒲 8607	○	×	×	○	70
	横瀬農家生活改善センター	八坂 2448-1	○	×	○	○	30
	満仲農家生活改善センター	八坂 3907-1	○	×	○	○	30
大平	相川基幹センター	八坂 227	○	○	○	○	40
	明野集会場	八坂 808-46	○	○	○	○	50
	大平生活改善センター	八坂 1008-4	○	×	×	○	100
	八坂情報コミュニティセンターアキツ	八坂 1133-1	○	×	○	○	270
切久保	切久保公民館	八坂 8446	○	×	×	○	70
	八坂切久保運動場	八坂 8408	○	×	○	○	2,660
	育てる会 八坂美麻学園 やまなみ山荘	八坂 8594	○	○	○	○	300
中央	一の瀬基幹センター	八坂 11048	○	×	×	○	40
	中央基幹センター	八坂 11660	○	×	×	○	50
	小菅集会所	八坂 13111	×	×	○	○	50
野平	野平北集会所	八坂 15067-2	○	○	○	○	30
	地志原集会所	八坂 14998-12	○	×	○	○	30

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
野平	八坂ゲートボール場 (レクリエーションハウス)	八坂 14850-69	○	○	○	○	190
	野平活性化施設	八坂 25329	○	×	○	○	70
	八坂山村広場	八坂 14850-118	○	○	○	○	1,260
舟場	舟場集会所	八坂 15882-イ	○	○	○	○	30
	舟場基幹センター	八坂 16003	○	○	×	○	70
	上籠集会所	八坂 15732-1	○	×	○	○	40
	栃沢集会所	八坂 17821	○	×	○	○	60

(6) 美麻地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
大塩	美麻大塩ゲートボール場	美麻 3366	○	○	○	○	360
	おおしお市民農園管理棟	美麻 1932	○	○	○	○	120
	南村集会所	美麻 496	○	○	×	○	20
	大塩高齢者センター	美麻 3366	○	×	○	○	30
	中村集会所	美麻 899-1	○	○	○	○	20
	大塩公民館	美麻 2904-3	○	×	×	○	50
	北村集会所	美麻 2642-2	○	×	×	○	30
二重	宮村集会所	美麻 8061-2	○	○	×	○	20
	向集会所	美麻 8450-1	○	○	○	○	30
	二重公民館	美麻 9035-1	○	○	×	○	80
	美麻トレーニングセンター	美麻 11690-1	○	×	×	○	380
	美麻二重ゲートボール場(屋内)	美麻 8410	○	○	○	○	470
新行	新行高齢者センター	美麻 14003-2	○	○	○	○	50
	新行公民館	美麻 14611	○	×	×	○	60
青具	藤集会所	美麻 12747	○	×	×	○	30
	池の平集会所	美麻 15774-1	○	×	×	○	30
	ぽかぽかランド美遊	美麻 16981	○	×	○	○	260
	片岡集会所	美麻 24641	○	×	×	○	20
	一字田集会所	美麻 17286-1	×	○	○	○	50
	米山集会所	美麻 19230	○	×	×	○	30
	日向集会所	美麻 19494	○	○	○	○	40
	塩の川集会所	美麻 20052	○	○	○	○	30
	川手集会所	美麻 20960-1	○	×	×	○	50
	ふれあいセンター	美麻 16956-1	○	○	○	○	110
	青具公民館	美麻 16950	○	×	×	○	80

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	事、大規模な火 山現象 内水氾濫	
千見	千見神明宮社務所	美麻 25787-1	○	×	×	○	100
	千見高齢者センター	美麻 28751-1	○	×	○	○	60
	中の崎集会所	美麻 29742-18	○	×	×	○	60

災害の種別は、指定するものは「○」、指定できないものは「×」としています。

- ①洪水：原則として大町市ハザードマップを基準として、浸水想定区域外（安全区域）にある場所を指定します。ただし、安全区域外でも、洪水等の場合は安全な構造で浸水想定以上の階を有し、避難が可能である場合等は、指定（「△」と記載）しています。
- ②土砂災害（崖崩れ、土石流及び地滑り）：原則として土砂災害警戒区域外（安全区域）にある場所を指定します。土砂災害警戒区域は県で指定しています。
- ③地震：建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日に導入）に適合する場所を指定しています。建築年数、耐震診断等の結果に基づき指定しています。

2 指定避難所

NO	指定避難所	所在地	収容人数	指定緊急避難場所との重複
1	文化会館・大町公民館	大町 1601-2	1,850	○
2	フレンド・プラザ大町	大町 1601-2	150	○
3	サン・アルプス大町	大町 1601-2	210	
4	旧第一中学校	大町 4528	2,430	○
5	くるみ保育園	大町 5560-25	370	○
6	大町中学校	大町 3759	2,530	○
7	大町北小学校	大町 5806-8	2,000	○
8	大町西小学校	大町 4773-3	2,300	○
9	はなのき保育園	大町 3504-9	490	○
10	北アルプス市町村会館	大町 1058-33	350	○
11	大町公民館分室	大町 1058-13	310	○
12	長野県大町岳陽高等学校	大町 3691-2	570	
13	大町南小学校	常盤 3543-1	1,840	○
14	常盤公民館	常盤 3601-18	330	○
15	あすなろ保育園	常盤 3601-18	450	○
16	ふれあいプラザ	常盤 3546-33	180	
17	ラーバン中綱	平 19862-1	250	○
18	B&G海洋センター体育館	平 10352-2	400	○
19	ゆ〜ぷる木崎湖	平 10639-1	510	○
20	平公民館・女性未来館ピュア	平 10352-1	410	○
21	しらかば保育園	平 9365-3	170	○
22	コミュニティセンター（上原の湯）	平 1955-446	150	○
23	大町東小学校	社 6700	1,830	○
24	どんぐり保育園	社 4682-26	190	
25	八坂小中学校（前期課程校舎）	八坂 1090	1,100	

NO	指定避難所	所在地	収容人数	指定緊急避難場所との重複
26	八坂小中学校（後期課程校舎）	八坂 11648	850	
27	八坂ゲートボール場（レクリエーションハウス）	八坂 14850-69	140	○
28	ふれあいセンターさざなみ	八坂 15719	580	
29	美麻小中学校	美麻 27503	1,270	
30	ぽかぽかランド美遊	美麻 16981	200	○
31	ふれあいセンター	美麻 16956-1	80	○

3 福祉避難所

NO	指定避難所	所在地
1	総合福祉センター	大町市大町 1129
2	美麻総合福祉センター	大町市美麻 11810-イ
3	八坂総合福祉センター	大町市八坂 1128
4	特別養護老人ホームカトレヤ	大町市平 1955-971
5	特別養護老人ホーム銀松苑	大町市常盤 6850-24
6	ケアハウス銀松苑	大町市常盤 6850-24
7	養護老人ホーム鹿島荘	大町市大町 8035
8	特別養護老人ホームリーベおおまち	大町市大町 3504-13

資料10-2 災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定

(大町市建設業組合)

大町市地域防災計画に基づき、大町市長 牛越 徹（以下「甲」という。）と大町市建設業組合 組合長 傳刀 宗久（以下「乙」という。）との間において、甲が管理する道路、河川、公園、学校等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する協力業務（以下「協力業務」という。）について次の条項により協定を締結する。

(協力業務の種類)

第1条 協力業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資機材の調達・提供及び斡旋
- (2) 公共施設等の被害状況調査
- (3) 公共施設等の障害物の除去
- (4) 公共施設等の被害の応急・復旧工事
- (5) 応急仮設住宅の建設
- (6) 災害の情報収集と甲への報告
- (7) 全各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

(要請の手続)

第2条 甲は、協力要請の場所、被害の状況、協力業務の内容、その他必要と認める事項を明らかにして、文書により乙に協力要請するものとする。ただし、文書によるいとまのないときは、電話等によることができる。この場合、後日文書を提出するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請があった場合、速やかに乙の会員である建設業者（以下「丙」という。）の斡旋等可能な限りの協力を甲に対しするものとする。

(報告)

第4条 乙は第1条の規定する応急対策活動が終了したときは、次の各号に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策活動に従事した人員、名簿及び期間
- (2) 応急対策活動に使用した機器類の種類、台数及び使用期間
- (3) 応急対策活動に供給した資機材の種類及び数量
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙及び丙が協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 協力業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙及び丙が協議して定める。

(労災補償)

第7条 協力業務により乙及び丙の所属従業員が負傷し、若しくはり患し、又は死亡した場合は、乙及び丙の所属従業員の労災保険により補償するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、令和6年3月13日から施行する。

(災害時における復旧協力に関する協定の廃止)

- 2 災害時における復旧協力に関する協定（平成18年9月25日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年3月13日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛 越 徹

乙 長野県大町市大町3765番地
大町市建設業組合
組合長 傳 刀 宗 久

大町市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 周厚会（以下「乙」という。）とは、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
特別養護老人ホームカトレヤ	大町市平1955番地971	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

（物資の支給、要配慮者等への支援）

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

（費用の負担）

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市平1955番地971
社会福祉法人 周厚会
理事長 長澤 勝弘

大町市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 れんげ福祉会（以下「乙」という。）とは、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
特別養護老人ホーム銀松苑	大町市常盤6850番地24	
ケアハウス銀松苑	大町市常盤6850番地24	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

（物資の支給、要配慮者等への支援）

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

（費用の負担）

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市常盤6850番地24
社会福祉法人 れんげ福祉会
理事長 藤巻 秀卓

大町市（以下「甲」という。）と、北アルプス広域連合（以下「乙」という。）とは、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
養護老人ホーム鹿島荘	大町市大町8035番地	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

（物資の支給、要配慮者等への支援）

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

（費用の負担）

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市副市長 吉澤 義雄

乙 長野県大町市大町1058番地33
北アルプス広域連合
広域連合長 牛越 徹

資料 10-4 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書
(大町市旅館業組合)

大町市(以下「甲」という。)と大町市旅館業組合(以下「乙」という。)とは、大町市の地域において災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける大規模災害時において、乙の組合員が運営する宿泊施設(以下「宿泊施設」という。)を被災者の避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害救助法の適用を受ける大規模災害において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときには、乙に対し乙の組合員が運営する宿泊施設等の提供を要請する。

(施設の提供)

第2条 乙は、甲から提供要請があったときは、宿泊者並び、その他の者の利用を害しない範囲において施設を提供する。

(提供されるサービス)

第3条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴及び食事とする。ただし、状況に応じ必要な場合には、甲乙協議のうえ変更することができる。

(要請の方法等)

第4条 甲が乙に対し第1条に規定する要請をするときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法によって要請し、後日、速やかに文書を提出する。

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設の受入対象期間は、災害規模や被災状況に応じ、甲乙協議のうえ期間を決定する。

(経費の負担)

第6条 乙が提供した施設等の費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(取消料等損害賠償)

第7条 乙は、要請後取消があった場合でも、甲に対し取消料等損害賠償を請求しないものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月17日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市大町3177番地
大町市旅館業組合
組合長 内田 幹二

資料10-5 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

大町市長（以下「市長」という。）と長野県建設業協会大北支部長（以下「支部長」という。）とは、大規模災害発生時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における大町市が実施する応急対策業務（以下、「応急対策業務という」）に関して、支部長に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 応急対策業務は、市長が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等とする。

（協力要請）

第3条 市長は、他地域の建設企業の協力が必要な応急対策業務や、長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務について、市管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なときに限り、支部長に協力を要請することができる。

2 支部長は、市長から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第4条 支部長が実施する応急対策業務の費用は、市長が負担する。

（連絡体制）

第5条 市長と支部長は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

2 市長は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第6条 市長は、第3条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、支部長に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。

2 市長は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。

3 支部長は、第1項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を市長に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、支部長は県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ることができるものとする。

(業務の実施)

第7条 支部長から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間、及び建設資機材等を市長に報告するものとする。

(業務の指示)

第8条 応急対策業務の実施に当たっては、市長が原則書面により指示し、会員はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。

また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、市長は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

(業務の報告)

第9条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに市長及び支部長に報告するものとする。

(請負契約)

第10条 市長と会員とは、市財務規則等の所定の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

2 会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

(損害補償)

第11条 請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、市長と支部長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、市長、支部長のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市長と支部長が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月24日

大町市長 牛越 徹

長野県建設業協会大北支部
支 部 長 郷津 順一

大町市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人北アルプスの風（以下「乙」という。）とは、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
特別養護老人ホーム リーベおおまち	大町市大町3504番地13	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

（物資の支給、要配慮者等への支援）

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

（費用の負担）

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、当

該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年8月22日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市大町3504番地13
社会福祉法人北アルプスの風
理事長 神谷 典成

資料10-7 大町市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と社会福祉法人大町市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、大町市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により大町市内で大規模な災害が発生した場合において、大町市地域防災計画（以下、「計画」という。）に基づき、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合に、被害状況等を含め、ボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに収集、共有し、協力して必要な措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、計画に定められた場所、又は乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、いずれの場所も被災し、設置することが困難な場合は、甲及び乙は、相互に協力してこれに代わる場所を確保するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要なときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて外部からのボランティア、長野県社会福祉協議会、長野県共同募金会のほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続

- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 大町市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を提示するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。その加入経費は甲が負担する。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、相互に協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月4日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市
大町市長 牛 越 徹

乙 長野県大町市大町1129番地
大町市総合福祉センター
社会福祉法人 大町市社会福祉協議会
会 長 中 村 勝 彦

資料10-8 大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定

大町市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害の発生により、乙が運行する交通が遮断した場合及び甲の地域で災害が発生した場合における帰宅困難者対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本協定が適用される乙の駅は、築場駅、海ノ口駅、稲尾駅、信濃木崎駅、北大町駅、信濃大町駅、南大町駅、信濃常盤駅及び安曇沓掛駅（以下「駅」という。）とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 大規模地震、台風、集中豪雨等の自然災害で、甚大な被害を及ぼす事象をいう。
- (2) 帰宅困難者 大規模災害により乙が運行する交通が遮断した場合または甲の地域で災害が発生した場合において、自分の家に帰ることができない者をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動するものとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、大規模災害が発生した際に以下のとおり対応するものとする。

- (1) 乙は、必要と認めるときは、甲と協議のうえ甲が指定する別紙1に定める避難所等に帰宅困難者を誘導することができる。乙は、誘導を実施するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
 - (2) 乙は、前号の措置と並行して、乙の管理する駅の構内の安全確認を行い、その結果、一時滞在所として提供可能と判断した場合は、その旨を甲へ連絡するとともに、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れるものとする。
- 2 前項の対応に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力して人員の配置に努め

るものとする。

(情報共有)

第5条 甲及び乙は、大規模災害により帰宅困難者が発生し、または発生するおそれがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努めるものとする。

2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けたときは、警察、消防及び関係機関等に情報を提供するものとする。

3 乙は、乙が運行する交通の運転再開状況、その他必要な情報を甲及び帰宅困難者へ提供するものとする。

4 甲は、避難所等の開設状況、その他必要な情報を乙及び帰宅困難者へ提供するものとする。

5 甲及び乙は、乙が運行する交通の遮断が解消され、乙が駅を帰宅困難者の一時滞在場所として提供することを終了するまで、随時相互に連絡するものとする。

(施設の提供)

第6条 乙は、駅の安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を利用できるように努めるものとする。

(平常時の備え)

第7条 甲及び乙は、大規模災害の発生に備え、相互の連絡窓口を、別紙2のとおり指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

3 甲は、避難所に変更があった場合は、これを乙に通知するものとする。

4 甲及び乙は、大規模災害発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第8条 本協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定有効期間)

第9条 本協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、締結の日から令和8年3

月 31 日までとする。ただし、有効期間満了 3 ヶ月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の翌日から更に一年間更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれに記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 7 月 2 8 日

甲 長野県大町市大町 3887 番地

大町市長

乙 長野県松本市深志 1 丁目 1 番 1 号
東日本旅客鉄道株式会社 長野支社
松本統括センター所長

【別紙 1】

甲が指定する避難所等【築場駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
ラーバン中綱	大町市平 19862-1		250
甲が指定する避難所等【海ノ口駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
ゆーふる木崎湖	大町市平 10639-1	0261-23-7100	510
甲が指定する避難所等【稲尾駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
B&G 海洋センター体育館	大町市平 10352-2		400
甲が指定する避難所等【信濃木崎駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
平公民館・女性未来館ピュア	大町市平 10352-1	0261-22-0694	410
甲が指定する避難所等【北大町駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
文化会館・大町公民館	大町市大町 1601-2	0261-22-9988	1,850
甲が指定する避難所等【信濃大町駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
大町中学校	大町市大町 3759	0261-22-1817	2,530
甲が指定する避難所等【南大町駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
はなのき保育園	大町市大町 3504-9	0261-22-0675	490
甲が指定する避難所等【信濃常盤駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
大町南小学校	大町市常盤 3543-1	0261-22-0521	1,840
甲が指定する避難所等【安曇沓掛駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
ふれあいプラザ	大町市常盤 3546-33	0261-21-1121	180

【別紙 2】

相互の連絡窓口

大町市	信濃大町駅
<p>○連絡窓口</p> <p>【平日】 8 : 30～17 : 15</p> <p>大町市役所 総務部 危機管理課</p> <p>電話 0261-22-0420</p> <p>(内線 515・516・517)</p> <p>FAX 0261-22-0392</p> <p>【平日夜間】 17 : 15～翌 8 : 30</p> <p>電話 0261-22-0420</p> <p>※宿直者経由、危機管理課緊急対応当番職が対応。</p> <p>【土日祝】</p> <p>電話 0261-22-0420</p> <p>※宿日直者経由、危機管理課緊急対応当番職が対応。</p> <p>E-mail bousai@city.omachi.nagano.jp</p>	<p>○連絡窓口</p> <p>信濃大町駅</p> <p>電話 0261-22-0266</p> <p>FAX 0261-23-2846</p> <p>※夜間(土・日・祝日とも同一)</p> <p>緊急時携帯番号 080-1029-4380</p> <p>駅長携帯番号 090-5443-8393</p> <p>E-mail : n-fukutiku-shinano.8201@softbank.ne.jp</p>